

5 温室効果ガス排出削減目標

5-1 目標設定の考え方

目標は、本県の二酸化炭素排出量の約8割を占める4主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）について、それぞれが自覚を持って具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに設定します。

目標の指標は、分かりやすく、取組の効果を実感しやすい「世帯当たりエネルギー消費量」などを用います。

また、目標の水準は、主体ごとの現状や活動量の見通しを考慮しながら、これまでの県計画で目標設定の考え方としてきた、二酸化炭素排出量や原単位等が1990年代と同等以下になる水準を基本とします。

(1) 家庭

家庭のエネルギー消費量は、これまで増加してきましたが、今後、人口や世帯の増加が見込まれないことを考慮し、二酸化炭素排出量が1990年代の水準を下回ることを目指します。

(2) 事務所・店舗等

事務所・店舗等についてはこれまで延床面積が増加してきており、今後も増加する見通しであることを考慮し、二酸化炭素排出量が1990年代の水準となることを目指します。

(3) 製造業

製造業では自主的な温室効果ガス排出削減の取組が進められてきており、結果として二酸化炭素排出量は減少しています。

今後も取組を継続していくことで1990年の水準を下回ることが想定されます。また、2030年度に向け、既に業界ごとに「低炭素社会実行計画（フェーズⅡ）」を策定し取組を進めていることから、この計画の目標を達成することを目指します。

なお、低炭素社会実行計画に参加する企業の多くは県域を越えた取組を進めていることから、目標の達成状況は各業界における全国の取組実績で評価します。

業界目標のない企業やその他中小企業については、低炭素社会実行計画に参加する企業による県内のエネルギー消費削減率と同等となるよう取り組むこととします。

(4) 運輸貨物

運輸貨物（貨物自動車）の二酸化炭素排出量についてはこれまで順調に減少しており、1990年代をすでに下回っています。近年はやや横ばいであり、今後は貨物需要が増加する見通しですが、1990年代を十分に下回る水準となることを目指します。

5-2 主体と部門の区別の違い

国や県で毎年度公表している温室効果ガス排出量は、産業部門や家庭部門、運輸部門などに区分されており、本章で示す主体ごとの区分とは異なっています。

例えば主体「家庭」の取組は「エネルギー消費」、「自動車」、「家庭系ごみ」の3項目ありますが、公表している排出量の区分ではそれぞれ「家庭部門」、「運輸部門」、「廃棄物部門」の3部門に分類され、家庭の取組による二酸化炭素の排出量は各部門に振り分けて計上されます。

主体と部門の関係は以下のとおりです。

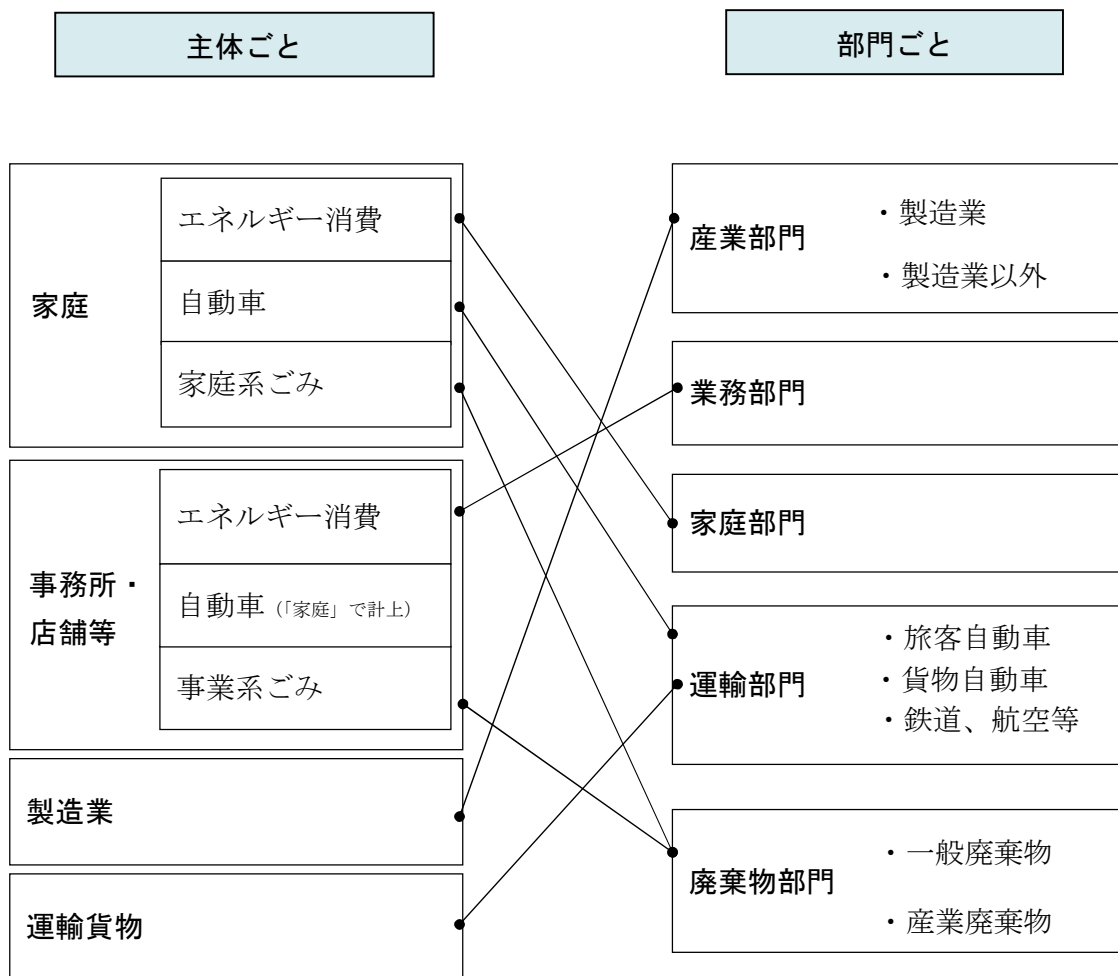


図5-2-1 主体の排出量と部門の排出量の関係

5-3 目標の設定

「5-1 目標設定の考え方」に基づき、各主体の取組目標を以下のとおり設定します。

(1) 家庭

- 世帯当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 30%削減
(36.0 GJ/世帯 → 25.2 GJ/世帯) ※^{1, 2}
- 自動車 1 台当たり燃料消費量を 2013 年度比 25%削減
(30.7 GJ/台 → 22.9 GJ/台)
- 家庭系ごみの排出量を 2013 年度比 15%削減
(542 g/人日 → 460 g/人日) ※²

(2) 事務所・店舗等

- 延床面積 1 m² 当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 40%削減
(1.90 GJ/m² → 1.14 GJ/m²)
- 自動車 1 台当たり燃料消費量を 2013 年度比 25%削減
(30.7 GJ/台 → 22.9 GJ/台)
- 事業系一般廃棄物の排出量を 2013 年度比 15%削減
(708 g/人日 → 598 g/人日) ※³

(3) 製造業

低炭素社会実行計画の参加企業

- 低炭素社会実行計画の各業界目標を責任を持って達成

その他の企業・中小企業

- 生産量当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 10%削減
(4.51 PJ/指数 → 4.06 PJ/指数) ※⁴

(4) 運輸貨物

- 貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を 2013 年度比 26%削減
(5.63 GJ/トンキロ → 4.17 GJ/トンキロ)

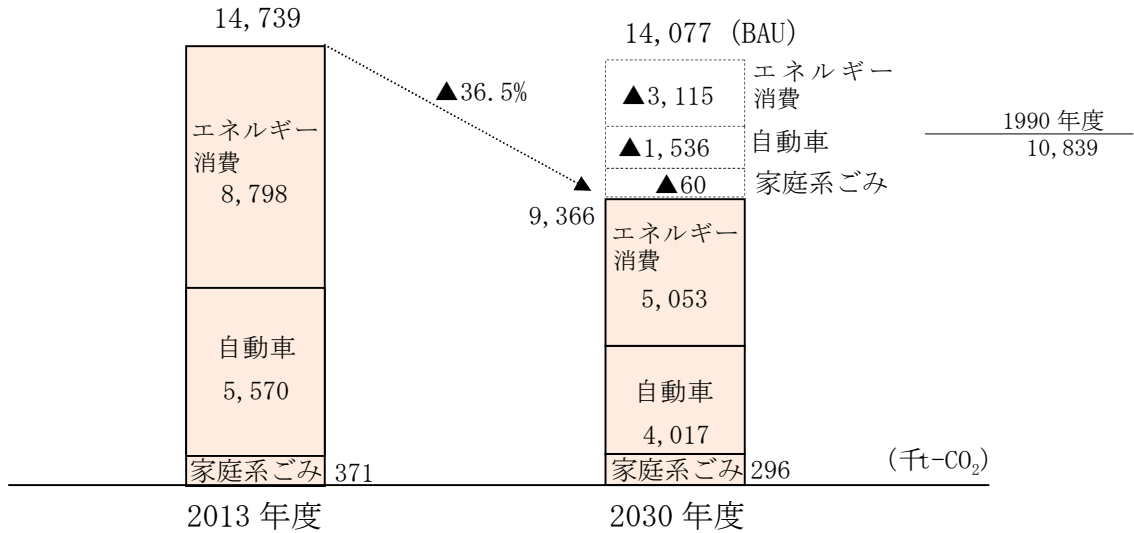
目標の目安として2013年度及び2030年度における数値を()内に記載しています。

- ※1 平均世帯人員を2.4人→2.3人として推計
- ※2 県人口を619万人→581万人として推計
- ※3 1日当たり従業者1人当たりの事業系ごみ排出量
県内従業者数を228万5千人→229万1千人として推計
- ※4 鉱工業生産指数当たりエネルギー消費量
千葉県鉱工業生産指数を2013年度=100、2030年度=106として推計

5-4 目標を達成した場合の二酸化炭素排出量・削減量

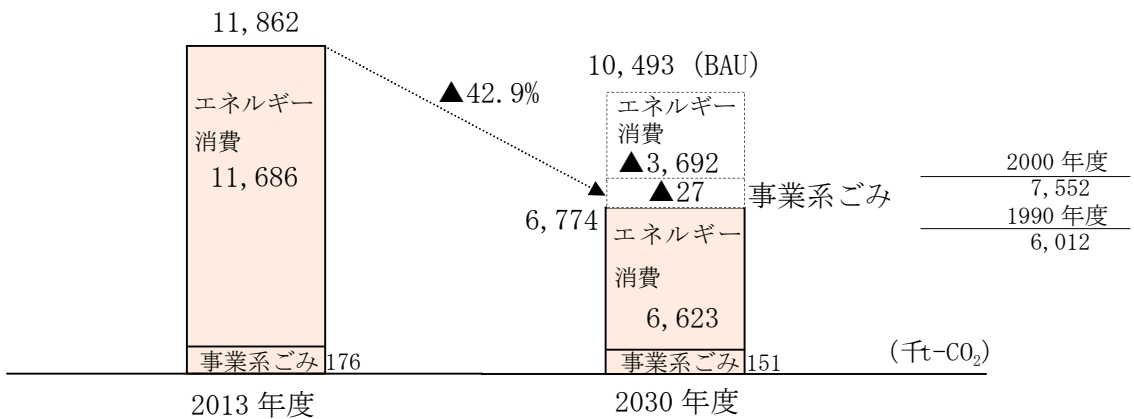
各主体が目標を達成した場合の二酸化炭素排出量・削減量は次のとおりです。

(1) 家庭における二酸化炭素排出量



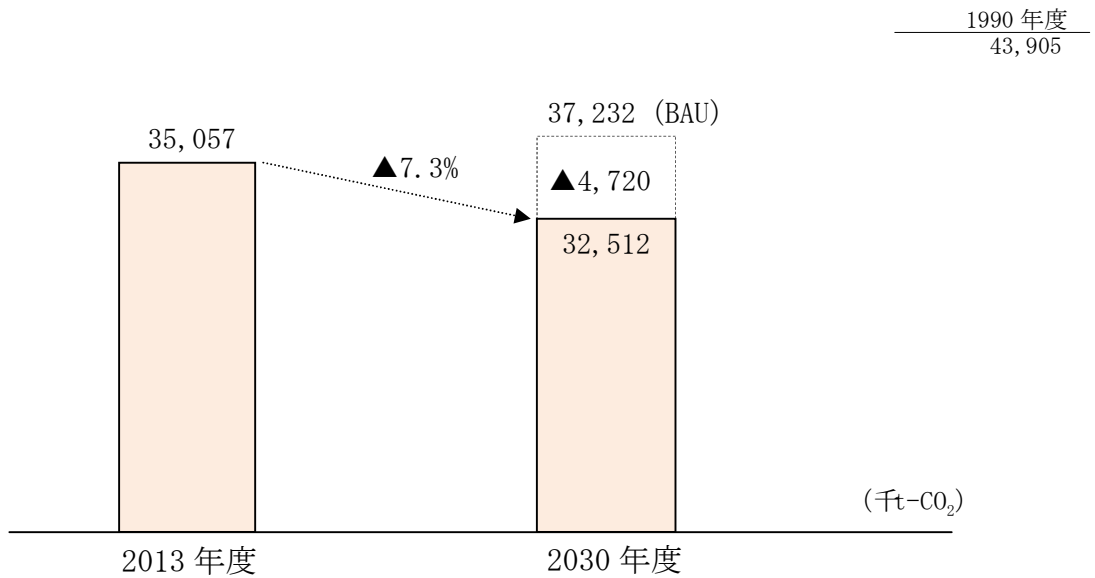
※自動車は家庭と事務所・店舗等の区別ができないため事務所・店舗等の分も計上しています。

(2) 事務所・店舗等における二酸化炭素排出量



※自動車は家庭と事務所・店舗等の区別ができないため家庭部門に計上しています。

(3) 製造業における二酸化炭素排出量



※削減量は国の温暖化対策計画で示された削減量をもとに、主要業種の出荷額の全国比で按分して算出しています(参考資料を参照)

(4) 運輸貨物における二酸化炭素排出量

